

# **平成28年第3回神奈川県議会定例会議案**

**(条例その他 その5)**



## 目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 115 号 議 案	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所への職員の引継ぎに関する条例	1
定 県 第 116 号 議 案	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に係る重要な財産を定める条例	2
定 県 第 117 号 議 案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	3
定 県 第 118 号 議 案	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例	5
定 県 第 119 号 議 案	ボランタリー団体等と県との協働の推進に関する条例及びかながわボランタリー活動推進基金21条例の一部を改正する条例	6
定 県 第 120 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 121 号 議 案	神奈川県立の児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 122 号 議 案	大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例等の一部を改正する条例	10
定 県 第 123 号 議 案	神奈川県立保健福祉大学条例の一部を改正する条例	12
定 県 第 124 号 議 案	神奈川県立の福祉型障害児入所及び障害者支援複合施設に関する条例の一部を改正する条例	13
定 県 第 125 号 議 案	神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部を改正する条例	15
定 県 第 126 号 議 案	神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例	16
定 県 第 127 号 議 案	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例	18
定 県 第 128 号 議 案	神奈川県道路交通法関係手数料条例及び神奈川県警察自動車運転免許試験場における運転練習の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例	20
定 県 第 129 号 議 案	工事請負契約の締結について（分庁舎新築工事（建築）請負契約）	26
定 県 第 130 号 議 案	工事請負契約の締結について（県民ホール本館電気設備改修工事請負契約）	27
定 県 第 131 号 議 案	工事請負契約の締結について（相模川流域下水道右岸処理場焼却炉改築工事（機械・電気）請負契約）	28
定 県 第 132 号 議 案	工事請負契約の締結について（厚木警察署新築工事（建築）請負契約）	29
定 県 第 133 号 議 案	和解について	30
定 県 第 134 号 議 案	和解について	31
定 県 第 135 号 議 案	あっせんについて	32

番号	件名	ページ
定県第136号議案	当せん金付証票の発売について	33
定県第137号議案	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所中期目標	34
定県第138号議案	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に承継させる権利を定めることについて	39

## 地方独立行政法人神奈川県立産業技術 総合研究所への職員の引継ぎに関する 条例

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する条例で定める県の内部組織は、神奈川県産業技術センター（工芸技術所及び計量検定所を除く。）とする。

### 附 則

この条例は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の成立の日から施行する。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所への職員の引継ぎについて、所要の定めをしたいので提案するものであります。

## 地方独立行政法人神奈川県立産業技術 総合研究所に係る重要な財産を定める 条例

(法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産)

第1条 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額)が50万円以上の財産(その性質上同条の規定により処分することが適当でないものを除く。)その他知事が定める財産とする。

(法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産)

第2条 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に係る法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価額)の金額が1億円以上の不動産(不動産を信託する場合における当該不動産を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。)、動産及び不動産の信託の受益権とする。

### 附 則

この条例は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の成立の日から施行する。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方独立行政法人法第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の重要な財産について、所要の定めをしたいので提案するものであります。

## 事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表1の4の項中「藤沢市」の次に「及び茅ヶ崎市」を加え、同表4の5の項中「開成町」の次に「、真鶴町」を加え、同表33の項から41の項までの規定、43の項から45の項までの規定及び48の項から52の項までの規定中「及び藤沢市」を「、藤沢市及び茅ヶ崎市」に改め、同表53の項中「及び藤沢市」を「、藤沢市及び茅ヶ崎市」に改め、「及び川崎市」を削り、同表56の項から59の項までの規定及び59の3の項中「及び藤沢市」を「、藤沢市及び茅ヶ崎市」に改め、同表60の項中「藤沢市」の次に「及び茅ヶ崎市」を加え、同表61の項から65の項までの規定中「及び藤沢市」を「、藤沢市及び茅ヶ崎市」に改め、同表65の2の項及び65の3の項中「藤沢市」の次に「及び茅ヶ崎市」を加え、同表65の4の項中「第8条、」及び「及び第12条第2項」を削り、同項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を削り、同項を同表65の5の項とし、同表65の3の項の次に次のように加える。

65の4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法の規定により、自立支援医療費（精神通院医療に係るものに限る。）の支給認定及び支給認定の変更に係る所得の状況その他の負担上限月額の算定のために必要な事項を確認すること。	市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）
--	------------------------

別表66の項から90の3の項までの規定中「及び藤沢市」を「、藤沢市及び茅ヶ崎市」に改め、同表91の項及び91の2の項中「藤沢市」の次に「及び茅ヶ崎市」を加え、同表92の項、93の項及び94の項から100の項までの規定中「及び藤沢市」を「、藤沢市及び茅ヶ崎市」に改め、同表104の項中「、藤沢市」の次に「及び茅ヶ崎市」を加え、「及び藤沢市」を「、藤沢市及び茅ヶ崎市」に改め、同表106の2の項中「藤沢市」の次に「及び茅ヶ崎市」を加え、同表112の項中「及び藤沢市」を「、藤沢市及び茅ヶ崎市」に改め、同表120の項を次のように改める。

120 削除	
--------	--

### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表53の項の改正規定（「及び川崎市」を削る部分に限る。）及び同表65の4の項の改正規定は公布の日から、同表65の4の項を同表65の5の項とし、同表65の3の項の次に加える改正規定は同年1月1日から施行する。
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）附則第5条第2項及び第28条の規定によりなお従前の例によることとされる勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮に係る事務については、改正前の別表120の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項の表神奈川県平塚保健福祉事務所の項中「平塚市、」の次に「藤沢市、茅ヶ崎市、」を、「伊勢原市」の次に「、高座郡」を加え、同表神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の項を削り、同条第3項中「おいて」の次に「、神奈川県平塚保健福祉事務所」を加え、「、神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所及び」を「及び」に改め、「から」の次に「、神奈川県平塚保健福祉事務所にあつては藤沢市及び茅ヶ崎市を」を加え、「、神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所にあつては藤沢市を」を削る。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### (感染症診査協議会条例の一部改正)

2 感染症診査協議会条例（平成11年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表平塚保健福祉事務所及び茅ヶ崎保健福祉事務所の項中「及び茅ヶ崎保健福祉事務所」を削り、「平塚・茅ヶ崎保健福祉事務所感染症診査協議会」を「平塚保健福祉事務所感染症診査協議会」に改める。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### (提案理由)

茅ヶ崎市が地域保健法に基づく保健所を設置する市に指定されたことにより、茅ヶ崎保健福祉事務所を廃止し、平塚保健福祉事務所の所管区域を変更等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

ボランタリー団体等と県との協働の推進に  
関する条例及びかながわボランタリー活動  
推進基金21条例の一部を改正する条例

(ボランタリー団体等と県との協働の推進に関する条例の一部改正)

第1条 ボランタリー団体等と県との協働の推進に関する条例（平成22年神奈川県条例第1号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条」を「第2条第2項」に改め、「。」の次に「、一般社団法人、一般財  
団法人」を加える。

(かながわボランタリー活動推進基金21条例の一部改正)

第2条 かながわボランタリー活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第2条中「をいう。」の次に「、一般社団法人、一般財団法人」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

ボランタリー団体等として定義する団体に一般社団法人及び一般財団法人を追加するため、所要の  
改正をしたいので提案するものであります。

## 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人はあとハウスの項中「栄区本郷台一丁目10番6号手塚様方」を「戸塚区戸塚町4,253-1 サクラス戸塚1階」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人S T スポット 横浜	横浜市西区北幸一丁目11番15号横浜S Tビル地下1階	平成28年1月1日から 平成33年12月31日まで
特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパンいそご	横浜市磯子区森二丁目1番10号	平成28年1月1日から 平成33年12月31日まで

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県立の児童福祉施設に関する条例 の一部を改正する条例

第1条 神奈川県立の児童福祉施設に関する条例（昭和39年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(設置等)」に改め、同条の表神奈川県立中里学園の項の次に次のように加える。

神奈川県立 子ども自立 生活支援セ ンター	平塚市片岡 991 番地の 1	1 法第37条に規定する乳児院として、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、併せて、退所した者について相談その他の援助を行うこと。 2 法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設として、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うこと。 3 法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設として、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、その情緒障害を治し、併せて、退所した者について相談その他の援助を行うこと。
--------------------------------	--------------------	--

第2条の表神奈川県立おおいそ学園の項中「あわせて」を「併せて、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 神奈川県立子ども自立生活支援センターは、前項の規定により行う事業のほか、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定するサービス事業所として、同法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行うこと。
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所として、診療等を行うこと。

第2条の次に次の2条を加える。

（使用料及び手数料の徴収、減免及び不還付）

第3条 神奈川県立子ども自立生活支援センターにおける法第7条第2項に規定する障害児入所支援（以下「障害児入所支援」という。）又は短期入所については、別表の左欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に掲げる額の使用料を徴収する。

- 2 神奈川県立子ども自立生活支援センターにおける診療等については、神奈川県立煤ヶ谷診療所条例（昭和39年神奈川県条例第41号）第3条の規定による使用料及び手数料を徴収する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、知事は、納付すべき者の生活状態その他の理由により特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、知事は、納付すべき者の死亡その他の事情により使用料又は手数料を納付することができる見込みがないと認めるときは、当該使用料又は手数料を免除すること

ができる。

5 既に徴収した使用料及び手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、神奈川県立の児童福祉施設の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

種別	金額
障害児入所支援	法第24条の2 第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に、同条第1項に規定する入所特定費用の額として知事が定める額を加算した額
短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に、同条第1項に規定する特定費用の額として知事が定める額を加算した額

第2条 神奈川県立の児童福祉施設に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表神奈川県立中里学園の項を削り、同表神奈川県立子ども自立生活支援センターの項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「軽度の情緒障害を有する」を「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた」に、「その情緒障害を治し」を「社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を中心として行い」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

子ども自立生活支援センターを設置するとともに、中里学園を廃止するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例等の一部を改正する条例

(大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部改正)

第1条 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例(昭和46年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第3の4の表中

「

20 (10)	30 (20)
------------	------------

」を「

20	30
----	----

」に、  
「

1 (0.5)	4 (2)
------------	----------

」を「

1	4
---	---

」に改める。

(大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例(平成10年神奈川県条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「当分の間」を「平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は」に、「窒素含有量の項新設以外の場合の欄中「30」とあるのは「40」と、「20」とあるのは「30」とし、同表  
燐含有量の項新設以外の場合の欄中「4」とあるのは「5」と、「2」とあるのは「3」」を

「「

30
----

」とあるのは「

40 (30)
------------

」に改める。」

附則第6項中「当分の間」を「平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は」に、「窒素含有量の項新設以外の場合の欄中「30」とあるのは「50」と、「20」とあるのは「40」とし、同表  
燐含有量の項新設以外の場合の欄中「4」とあるのは「7」と、「2」とあるのは「5」」を

「「

30
----

」とあるのは「

40 (30)
------------

」と、「

4
---

」とあるのは「

7 (5)
----------

」に改める。」

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

平成26年度に行った条例の見直しに伴い、窒素及び磷含有量の排水基準等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県立保健福祉大学条例の一部を改正する条例

神奈川県立保健福祉大学条例（平成14年神奈川県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 大学院の修業年限は、次のとおりとする。

(1) 前期課程 2年

(2) 後期課程 3年

第9条第1項中「入学を」を「入学（大学院の後期課程への入学を含む。以下この項において同じ。）を」に、「入学しよう」を「入学をしよう」に改める。

### 附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日前においても、改正後の第9条第1項の規定の例により、入学検定料及び入学料を徴収することができる。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

神奈川県立保健福祉大学大学院に博士課程を設置することに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県立の福祉型障害児入所及び 障害者支援複合施設に関する条例の 一部を改正する条例

神奈川県立の福祉型障害児入所及び障害者支援複合施設に関する条例（昭和58年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 三浦しらとり園条例

第1条中「神奈川県立の福祉型障害児入所及び障害者支援複合施設」を「三浦しらとり園」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

#### (設置等)

第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援（障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）を入所させて行う保護、日常生活の指導及び知識技能の付与に限る。以下「障害児入所支援」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス（以下「施設障害福祉サービス」という。）等を行い、障害児及び障害者（法第4条第1項に規定する障害者をいう。）の福祉の増進を図ることを目的として、三浦しらとり園を横須賀市長沢4丁目13番1号に設置する。

2 三浦しらとり園は、児童福祉法第42条第1号に掲げる福祉型障害児入所施設として障害児入所支援を行い、及び法第5条第11項に規定する障害者支援施設として施設障害福祉サービスを行うほか、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第36条第1項に規定するサービス事業所として、法第5条第8項に規定する短期入所を行うこと。
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所として、診療等を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前項に規定する三浦しらとり園の設置の目的を達成するために必要な事業

#### (指定管理者による管理)

第3条 三浦しらとり園の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 障害児入所支援の事業に関する業務
- (2) 施設障害福祉サービスの事業に関する業務
- (3) 前条第2項各号に掲げる事業に関する業務
- (4) 三浦しらとり園の施設及び設備の維持管理に関する業務

第9条の見出し中「使用料及び」を削り、同条第1項を次のように改める。

三浦しらとり園における診療等については、神奈川県立煤ヶ谷診療所条例（昭和39年神奈川県条例第41号）第3条第2項の規定による手数料を徴収する。

第9条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「使用料又は」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に改め、「使用料又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「使用料及び」を削り、同項を同条第4項とする。

第10条第1項中「障害福祉サービス等」を「障害児入所支援又は法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）」に、「前条第1項に規定する使用料に相当する」を「別表の左欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に掲げる」に改める。

第11条中「神奈川県立ひばりが丘学園及び」を削る。

別表中「（第9条関係）」を「（第10条関係）」に改め、「児童福祉法第7条第2項に規定する」及び「法第5条第1項に規定する」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### （提案理由）

子ども自立生活支援センターの設置に伴い、ひばりが丘学園を廃止するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に 関する条例等の一部を改正する条例

(神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第1条 神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び藤沢市」を「、藤沢市及び茅ヶ崎市」に改める。

(小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例の一部改正)

第2条 小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例（平成11年神奈川県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び藤沢市」を「、藤沢市及び茅ヶ崎市」に改める。

(食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部改正)

第3条 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「及び藤沢市」を「、藤沢市及び茅ヶ崎市」に改める。

別表第1の1の項(6)中「藤沢市」の次に「若しくは茅ヶ崎市」を加え、同表3の項(2)中「藤沢市」の次に「又は茅ヶ崎市」を加え、同表4の項(2)、8の項並びに9の項(2)及び(3)中「藤沢市」の次に「若しくは茅ヶ崎市」を加える。

別表第2の1の項(6)中「藤沢市」の次に「若しくは茅ヶ崎市」を加え、同表3の項(2)中「藤沢市」の次に「又は茅ヶ崎市」を加え、同表4の項(2)、7の項並びに8の項(2)及び(3)中「藤沢市」の次に「若しくは茅ヶ崎市」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

茅ヶ崎市が地域保健法に基づく保健所を設置する市に指定されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例

神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第9条中「期間」の次に「の上限」を加え、「超えることができない」を「超えない範囲内において広告物又は掲出物件の種類に応じて規則で定める」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第46条関係）

区分	分	単位	金額
貼り紙		50枚	500円
貼り札		1枚	300円
建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	照明装置のないもの	1張	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
	照明装置のあるもの	同	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)
電柱又は街灯柱を利用するもの		1枚	300円
電車、自動車等の外面を利用するもの		1台	800円
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板	照明装置のないもの	1基	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
	照明装置のあるもの	同	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)
アーチ	照明装置のないもの	同	6,000円
	照明装置のあるもの	同	9,000円
アドバルーン	照明装置のないもの	1個	1,000円
	照明装置のあるもの	同	1,500円
立看板		1基	300円
のぼり旗		1本	300円

広告幕	表示面が固定されていないもの	1張	300円
	表示面が固定されているものの 照明装置のないもの	同	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
	表示面が固定されているものの 照明装置のあるもの	同	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)
標識柱を利用するもの		1枚	300円

備考 貼り紙の枚数が50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### (提案理由)

屋外広告物の許可申請手数料の額の改定等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2 都市公園の占用許可による使用料の表中

第三級地	第四級地
2,150円	2,070円
580円	550円
13円	12円
8円	7円
1,840円	1,750円
920円	870円
53円	51円
75円	72円
110円	110円
150円	140円
230円	220円
300円	290円
530円	510円
750円	720円
1,500円	1,450円
3,000円	2,890円
650円	550円
2,500円	2,410円
1,050円	1,010円
2,000円	1,930円
1,080円	920円
220円	180円
18円	17円

を

に改める。

別表第2備考3(3)の次に次のように加える。

(4) 第四級地 足柄上郡山北町の区域をいう。

### 附 則

この条例は、平成29年3月25日から施行する。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

山北つぶらの公園の一部開園に伴い、都市公園の占用許可による使用料を新設するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

# 神奈川県道路交通法関係手数料条例及び 神奈川県警察自動車運転免許試験場にお ける運転練習の手数料の徴収に関する条 例の一部を改正する条例

(神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部改正)

第1条 神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改  
正する。

別表第1の4の2の項中「又は法第101条の4第2項の規定による」を「に規定する」に改め、  
同表7の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「7,400円」  
を「7,050円」に改め、同表8の項中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許  
又は準中型自動車仮運転免許」に、「3,650円」を「4,050円」に、「6,650円」を「6,700円」に改め、  
同表9の項中

普通自動車免 許に係る再試 験	1,950円 (法第100条 の2第2項に 規定する普通 自動車の運転 について必要 な技能につい て行う試験を 公安委員会が 提供する自動 車を使用して 受ける場合に あつては、 2,850円)	を	準中型自動車 免許に係る再 試験	2,000円 (法第100条 の2第2項に 規定する準中 型自動車の運 転について必 要な技能につ いて行う試験 を公安委員会 が提供する自 動車を使 用して受ける場合 にあつては、 4,650円)	に改め、
			普通自動車免 許に係る再試 験	1,950円 (法第100条 の2第2項に 規定する普通 自動車の運転 について必要 な技能につい て行う試験を 公安委員会が 提供する自動 車を使 用して受ける場合 に	

あつては、 2,850円)
------------------

同表13の2の項中「又は法第101条の4第2項の規定による」を「に規定する」に改め、同表16の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2万3,450円」を「2万3,100円」に改め、同表18の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「1万4,950円」を「1万4,600円」に改め、同表20の項中

大型自動車免 許又は中型自 動車免許に係 る講習	講習1時間に つき 4,650円
-----------------------------------	---------------------

大型自動車免 許、中型自動 車免許又は準 中型自動車免 許に係る講習 (準中型自動 車免許に係る 講習にあって は、普通自動 車免許を受け ている者に対 するものに限 る。)	講習1時間に つき 4,100円
準中型自動車 免許に係る講 習(普通自動 車免許を受け ている者に対 するものを除 く。)	講習1時間に つき 3,400円

法第 108条 の2 第1 項第 10号 に掲 げる 講習	普通自動車免 許に係る講習	講習1時間に つき 2,050円
	大型自動二輪 車免許に係る 講習	講習1時間に つき 2,700円
	普通自動二輪 車免許に係る 講習	講習1時間に つき 2,550円
	原動機付自転 車免許に係る 講習	講習1時間に つき 2,400円

法第 108条 の2 第1 項第 10号 に掲 げる 講習	準中型自動車 免許に係る講 習	講習1時間に つき 2,150円
	普通自動車免 許に係る講習	講習1時間に つき 2,050円
	大型自動二輪 車免許に係る 講習	講習1時間に つき 2,700円
	普通自動二輪 車免許に係る 講習	講習1時間に つき 2,550円
	原動機付自転 車免許に係る 講習	講習1時間に つき 2,400円

法第 108条 の 2 第 1 項第 12号 に掲 げる 講習	小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習(法 第97条の 2 第 1項第3号イ、 第101条の 4 第2項又は第 101条の 7 第 4項の規定に より認知機能 検査の結果に 基づいて行う ものを除く。)	4,650円
	小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習(法 第97条の 2 第 1項第3号イ 又は第101条 の 4 第2項の 規定により認 知機能検査の 結果に基づい て行うものに 限る。)	4,650円 (当該認知機 能検査の結果 が認知症のお それがあるこ とその他の認 知機能が低下 しているおそ れがあること を示すものと して道路交通 法施行規則第 39条に定める 基準に該当す るものにあつ ては、7,550 円)
	小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習(法 第101条の 7 第4項の規定 により認知機	5,650円
法第 108条 の 2 第 1 項第 12号 に掲 げる 講習	小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習(法 第97条の 2 第 1項第3号イ 又は法第 101条の 4 第 2項の規定に	5,600円 (当該講習が 法第97条の 2 第1項第3号 イ又は法第 101条の 4 第 2項の規定に

げる 講習		より認知機能 検査の結果に 基づいて行う ものである場 合にあつて は、5,200円)	を	能検査の結果 に基づいて行 うものに限 る。)		に改める。
	小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習	2,250円		小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習 (法第97条の 2第1項第3 号イ、第101 条の4第2項 又は第101条 の7第4項の 規定により認 知機能検査の 結果に基づい て行うものを 除く。)	2,000円	
				小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習 (法第97条の 2第1項第3 号イ又は第 101条の4第 2項の規定に より認知機能 検査の結果に 基づいて行う ものに限る。)	2,000円 (当該認知機 能検査の結果 が認知症のお それがあるこ とその他の認 知機能が低下 しているおそ れがあること を示すものと して道路交通 法施行規則第 39条に定める 基準に該当す るものにあつ ては、4,300 円)	
				小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習 (法第101条 の7第4項の 規定により認 知機能検査の	2,400円	

結果に基づいて行うものに限る。)	
------------------	--

別表第2の1の項から6の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考1中「別表第1の16の項の手数料を納付すべき者の欄に掲げる」を「技能検定員審査を受けようとする」に、「同表」を「別表第1」に、「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,800円」を「2,450円」に改め、同表の備考2中「別表第1の16の項の手数料を納付すべき者の欄に掲げる」を「技能検定員審査を受けようとする」に、「同表」を「別表第1」に、「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

別表第3の1の項から6の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考1中「別表第1の18の項の手数料を納付すべき者の欄に掲げる」を「教習指導員審査を受けようとする」に、「同表」を「別表第1」に、「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,850円」を「2,500円」に改め、同表の備考2中「別表第1の18の項の手数料を納付すべき者の欄に掲げる」を「教習指導員審査を受けようとする」に、「同表」を「別表第1」に、「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

(神奈川県警察自動車運転免許試験場における運転練習の手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第2条 神奈川県警察自動車運転免許試験場における運転練習の手数料の徴収に関する条例（平成27年神奈川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

別表中

中型自動車(バスに限る。)	同 4,050円 (知事が提供する自動車を使用して運転練習をする場合 は、8,700円)	中型自動車(バスに限る。)	同 4,050円 (知事が提供する自動車を使用して運転練習をする場合 は、8,700円)
を	準中型自動車(トラックに限る。)	同 4,050円 (知事が提供する自動車を使用して運転練習をする場合 は、7,850円)	準中型自動車(トラックに限る。)

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。  
(神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、第1条の規定による改正後の神奈川県道路交通法関係手数料条例（以下「新道交法手数料条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定による普通自動車免許を受けている者又は改正法附則第5条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者のいずれかに該当する者（改正法附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する新道交法手数料条例別表第1の9の項及び20の項の規定の適用については、同表9の項中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表20の項中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。
- 4 法第101条第1項の更新期間が満了する日（法第101条の2第1項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあっては、当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であって、当該日がこの条例の施行の日から起算して6月を経過した日前であるものに対する法第101条の4第1項の規定により行われる講習については、新道交法手数料条例別表第1の20の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

道路交通法の一部改正に伴う運転免許試験手数料の新設等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

分庁舎新築工事（建築）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 松尾・工藤・石井特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社 松尾工務店

代表取締役 松 尾 文 明

2 請負契約金額 46億2,024万円

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

分庁舎新築工事（建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

県民ホール本館電気設備改修工事請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 扶桑・つくし・聖和特定建設工事共同企業体

代表者 扶桑電機株式会社

代表取締役 鬼 嶋 一 司

2 請負契約金額 6億3,207万4,320円

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県民ホール本館電気設備改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

相模川流域下水道右岸処理場焼却炉改築工事（機械・電気）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 月島機械株式会社横浜支店  
支店長 大木秀昭
- 2 請負契約金額 39億8,520万円

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

### （提案理由）

相模川流域下水道右岸処理場焼却炉改築工事（機械・電気）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

厚木警察署新築工事（建築）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 匠・山王特定建設工事共同企業体

代表者 匠建設株式会社

代表取締役 佐藤 豊明

2 請負契約金額 16億6,752万円

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒岩 祐治

### （提案理由）

厚木警察署新築工事（建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 和解について

民事訴訟法第89条に基づく和解をするものとする。

1 件 名 [REDACTED] 県有地における物品の滅失に伴う損害賠償請求事件に係る

和解

2 和解の相手方 [REDACTED]

3 和解金額 [REDACTED]

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

[REDACTED] 県有地における物品の滅失に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じたいので提案するものであります。

## 和解について

民事訴訟法第89条に基づく和解をするものとする。

1 件 名 県教育委員会に対する請願の処理に伴う損害賠償請求事件に係る和解

2 和解の相手方 [REDACTED]

3 和解内容 県は、相手方が県に対し作成した [REDACTED] が、職員の対応の誤りにより1年以上未処理の状態が続いたことについて謝罪する。

また、本件を踏まえた再発防止策を実施し、請願の処理が適切に行われるよう努める。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県教育委員会に対する請願の処理に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所 [REDACTED] から和解勧告があり、これに応じたいので提案するものであります。

## あっせんについて

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する損害賠償について、次のとおりあっせんを申し立てるものとする。

1 件 名

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する損害賠償のあっせん

2 申 立 先

東京都港区西新橋一丁目 5番13号

原子力損害賠償紛争解決センター

3 あっせんの相手方

東京都千代田区内幸町一丁目 1番 3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 廣瀬直己

4 申 立 内 容

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により下水道事業に関して平成26年3月31日までに発生した放射性物質による汚染対策に係る費用について、相手方が、申立人に損害賠償の額9,999万3,419円を支払うよう、あっせんを求める。なお、今後支払いについて相手方と合意する額があるときは、これを控除する額とする。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する下水道事業に関する損害賠償のあっせんを申し立てるため、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

## 当せん金付証票の発売について

平成29年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを次のとおり発売するものとする。

発売総額 250 億円以内

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、平成29年度における宝くじの発売について議決を得たいので提案するものであります。

## 地方独立行政法人神奈川県立産業技術 総合研究所中期目標

### 前文

神奈川県産業技術センター（以下「産技C」という。）は、県内唯一の総合的な工業系技術支援機関として、主に中小企業・小規模企業（以下「中小企業」という。）等を対象に技術相談や依頼試験、共同研究等の支援を通じて、本県のものづくり産業を支えてきた。

一方、公益財団法人神奈川科学技術アカデミー（以下「K A S T」という。）は、県の科学技術政策、産業技術政策を推進する産学公連携機関として、先端科学技術の研究や科学技術人材の育成等を通じて、本県の産業の発展及び生活の質的向上に寄与する取組を進めてきた。

近年の経済のグローバル化を背景とした国際競争の激化や、人口減少社会への移行を背景とした労働力不足など、県内企業を取り巻く環境は厳しさを増している。特に中小企業は、「人」、「もの」、「資金」、「情報」などの経営資源が十分ではなく、環境変化への対応に苦慮している。

このような状況において、競争力の高い産業を創出・育成するとともに、超高齢社会への対応など、直面する課題を乗り越えるためには、企業の技術開発力と大学等の研究シーズの融合によるイノベーションの創出に向けた取組を進める必要がある。

そこで、神奈川県は、中小企業等に対する技術支援に強みを有する産技Cと基礎研究に強みを有するK A S Tを統合・地方独立行政法人化し、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「産技総研」という。）を設立する。産技総研が、新たなイノベーション創出支援機関として、基礎研究から事業化までの一貫した支援を行うとともに、企業支援ネットワークの中心的機関として総合的な支援を行うことにより、県内産業の発展及び県民生活の向上に貢献するよう、設立団体である神奈川県は、中期目標を策定し、産技総研に対しこれを指示する。

### 第1 中期目標の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

### 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

産技総研は、産技CとK A S Tの強みを融合し、「研究開発」、「技術支援」、「事業化支援」の3つの柱で事業を推進する。また、中小企業等の技術力の底上げなどを図る「人材育成」や、企業支援ネットワークを構築し、様々な連携活動を行う「連携交流」に取り組むことにより、県内産業の発展及び県民生活の向上に貢献することを目指す。

#### 1 新技術や新製品の開発を促進する研究開発

基礎研究、応用研究、実用化研究の各段階に切れ目なく取り組み、大学等の研究シーズの育成から実用化まで見据えた「橋渡し」を行う研究を推進するとともに、中小企業等の開発ニーズを基に、大学等の研究シーズとの「橋渡し」を行う研究を推進することなどにより、イノベーションの創出に貢献する。

##### (1) プロジェクト研究

大学等の有望な研究シーズを育成するプロジェクト研究を推進することにより、大学等の有望な研究シーズを企業等による新技術や新製品の開発に結び付ける。

(2) 事業化促進研究

中小企業等の開発ニーズと大学等の研究シーズをつなぐ新たな共同研究を行うことにより、中小企業等の開発ニーズの短期間での事業化を図る。

(3) 経常研究

技術相談等により把握した、産業界に共通する技術的課題の解決に寄与する経常研究を行うことにより、中小企業等の技術力の向上を図るとともに、研究開発を促進する。

2 県内企業が直面する技術的課題を解決する技術支援

製品開発に向けた応用研究や実用化研究の段階における技術的課題に対して、産技総研が保有する技術・ノウハウを駆使した最適な支援を提供することなどにより、迅速な解決を図る。

(1) 技術相談

寄せられる相談に対して最適な提案を行うことにより、中小企業等の技術的課題の解決を図る。

また、相談体制の充実に努めることにより、利便性の向上を図る。

(2) 試験計測

中小企業等の依頼に応じて迅速で精度の高い試験計測を行うことにより、中小企業等の生産技術の改善や製品開発を促進するほか、故障原因の調査等を支援し、その解決を図る。

また、中小企業等に対する試験計測機器の開放利用を推進する。

(3) 技術開発

中小企業等の依頼に応じて技術開発を実施することにより、中小企業等が単独では解決が困難な技術的課題の解決を図る。

さらに、技術開発終了後のフォローアップに努めることにより、支援の実効性を高める。

(4) 評価法開発

事実上の国際標準となり得る評価法を開発するなど、新技術や新製品の性能を評価する支援を充実することにより、新たに開発される技術や製品の信頼性の向上に貢献する。

3 県内企業による製品開発や商品化を促進する事業化支援

製品開発の事業化の段階において、産技総研が保有する技術・ノウハウの活用と、デザイン支援機関など他の支援機関との連携により、製品開発支援に加え、デザイン支援や知的財産支援など総合的な支援を行う。

(1) 製品開発支援

商品の企画・開発の初期段階から販路を見据えた支援を行うことなどにより、中小企業等による新製品の開発や商品化のスピードアップ、成功率の向上に貢献する。

(2) I o T技術導入支援

I o Tに関する開発・検証環境の提供や3 Dプリンター等を活用した試作支援等を充実することにより、中小企業等におけるI o Tやデジタル技術の導入を促進する。

(3) デザイン支援

デザイン支援機関と連携を図りながら、商品等のデザイン支援を行うことにより、中小企業等の売れる商品づくりを促進する。

(4) 知的財産支援

知的財産権の活用を支援することにより、国際的な技術開発競争に対応した中小企業等の製

品開発に貢献する。

#### 4 県内企業の技術力の底上げなどを図る人材育成

産技総研が保有する技術・ノウハウや広範なネットワークを活用した効果的な研修等を実施することなどにより、中小企業等の技術力の底上げやイノベーションの創出を担う人材を育成する。

##### (1) 中小企業技術者育成

主に基盤的技術に重点をおいた研修を行うことにより、中小企業等のものづくりの中核を担う技術者を育成する。

##### (2) 研究人材育成

主に先端領域に重点をおいた研修を行うことにより、企業等の研究開発を担う人材を育成する。

##### (3) 科学技術理解増進

小中学生等を対象に科学技術の理解増進を図ることにより、次世代を担う創造的な人材を育む。

#### 5 技術面を中心とした大学、研究機関、県内企業等の連携交流

産技総研がハブ機関として、他の支援機関や大学等と企業支援ネットワークを構築し、中小企業等に対する最適な支援を提案するとともに、異なる分野を融合した共同研究や人材育成など総合的な産学公連携を強化することなどにより、中小企業等による新技術や新製品の開発に貢献する。

##### (1) コーディネートによる支援

経営支援機関や他の技術支援機関、国の研究機関、大学等とのネットワークを構築し、コーディネート機能を強化することにより、中小企業等から寄せられる経営面から技術面にわたる広範な相談に対し、ワンストップで対応する。

##### (2) 産学公連携

中小企業等や大学等と連携を図ることにより、中小企業等による新技術や新製品の開発を促進する。

##### (3) 広域連携

近隣都県の試験研究機関等との情報交換や、設備機器の相互利用等を図ることにより、中小企業等が抱える共通的な技術的課題に対応する。

##### (4) 技術情報提供

各種広報媒体を活用し、研究開発動向や新規導入機器、研究開発補助金等の情報提供を積極的に行うことにより、中小企業等の研究開発を支援する。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

産技CとKASTの統合による効果を發揮しつつ、地方独立行政法人化のメリットを活かした機動的な組織運営を図るとともに、PDCAサイクルの実施などにより、効果的かつ効率的な業務運営を図る。

#### 1 効果的・効率的な組織運営

##### (1) 組織の機動性の向上

必要に応じてプロジェクトチームを編成するなど、組織の機動性と柔軟性を高めることにより、中小企業等から寄せられる多様なニーズや重要性の高い課題等に的確かつ迅速な対応を図

る。

(2) 企画調整機能の強化

企画調整機能を強化することにより、自主的な経営判断に基づいて効果的かつ効率的な組織運営を図る。

(3) 拠点と機能

海老名市下今泉の本所、川崎市高津区と川崎市川崎区の各支所は、機能を分担し、相互に連携して事業を実施する。

将来的には、中小企業等のニーズや地元との関係に配慮しつつ、機能の集約等を検討し、より迅速で効果的な運営を図る。

2 効果的・効率的な人事制度の運用

(1) 職員の能力向上

業務の成果を客観的かつ総合的に評価できる評価制度を確立するとともに、人材育成・研修を効果的に実施することなどにより、職員の意欲及び能力の向上を図る。

(2) 柔軟な職員の採用

採用方法や採用時期などについて、柔軟に対応することにより、優秀かつ多様な人材の確保を図る。

3 効果的・効率的な業務運営

(1) 業務の適切な見直し

P D C A サイクルを実施し、業務内容と運営方法の見直しを隨時実施することにより、効果的かつ効率的な業務運営を図る。

(2) 情報化の推進

情報処理システムの整備など、情報化を推進することにより、事務処理の効率化やサービス向上を図る。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保

(1) 事業収入の確保

試験計測や技術開発などのサービスの質の向上を図り、事業収入の確保に努める。

(2) 競争的資金の獲得

業務の一層の充実に向けて、産技総研が保有するノウハウの活用や、大学等や中小企業等との連携を図り、提案公募型の競争的資金等の獲得に努める。

2 財務運営の効率化

不斷に財務運営の状況を見直すことにより、財務運営の効率化につなげ、限りある経営資源の最適な配分を図る。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 社会的責任

(1) コンプライアンス

法令はもとより社会的規範を遵守することにより、県民からの信頼を確保する。

(2) 情報管理、情報公開

業務を通じて収集した個人情報、新技術や新製品の開発データ等の管理を適切に行う。

また、県民に開かれた試験研究機関として、適切に情報公開を行うことにより、公正で透明性の高い業務運営を図る。

(3) 環境保全

全ての事業活動を通じて、環境保全に配慮することにより、持続可能な社会の形成に貢献する。

(4) 安全衛生

利用者が安全に利用できる環境の整備を図るとともに、職員が安心して働くように安全衛生に配慮した職場環境の整備を図る。

2 施設等の有効活用

(1) 施設の適切な維持管理

中長期的な視点に立ち、施設の計画的な整備に取り組むとともに、適切な維持管理を行うことにより、良好な状態を維持し、施設の長寿命化を図る。

(2) 機器整備

中小企業等のニーズの変化に柔軟に対応した機器整備を行うことにより、試験計測や技術開発などのサービス向上を図る。

3 広報の強化

サービス内容や研究成果等を積極的に広報することにより、産技総研の認知度を高めるとともに、利用拡大や成果の普及等を図る。

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所中期目標について、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により提案するものであります。

## 地方独立行政法人神奈川県立産業技術 総合研究所に承継させる権利を定める ことについて

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に承継させる権利を下記のとおり定めることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項及び地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第9条の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 土地

地番	地積 (平方メートル)	評価額 (円)	権利の種類
海老名市下今泉字田中705番1	12,837.00	2,090,306,000	所有権
海老名市下今泉字田中705番2	569.00		
海老名市上今泉字沓形1897番2	2,412.00		
海老名市上今泉字沓形1897番6	114.03		
海老名市上今泉字沓形1922番1	13,323.00		
海老名市上今泉字沓形1922番4	243.40		
海老名市上今泉字沓形1922番7	0.47		
海老名市上今泉字沓形1922番9	1.42		
海老名市上今泉字沓形1922番10	157.60		
海老名市上今泉字沓形1922番11	332.08		
海老名市上今泉字沓形1929番2	0.04		

#### 2 建物

名称	所在地	延べ床面積 (平方メートル)	評価額 (円)	権利の種類
管理・情報棟、研究棟 及び実験棟	海老名市下今泉705番 地の1	28,033.75	6,091,173,000	所有権
試作実験棟	同	3,109.29	663,050,000	
附属施設棟	同	697.22	148,993,000	
実験別棟	同	327.00	69,000,000	
危険物倉庫(1)	同	50.00	8,640,000	
危険物倉庫(2)	同	50.00	8,640,000	
排風機小屋	同	5.16	330,000	

平成28年11月28日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方独立行政法人法第66条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に承継させる権利について、所要の定めをしたいので提案するものであります。